

## 一都三県を対象とした団体バスツアー優待プロモーション事業 実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ旅行需要を回復することを目的として、旅行事業者に対して団体バスツアーの催行を支援する、一都三県を対象とした団体バスツアー優待プロモーション事業（以下、「本事業」という。）を実施するために、必要な事項を定めるものとする。

### (事務局)

第2条 千葉県から本事業を委託された公益社団法人千葉県観光物産協会（以下「事務局」という。）が事務の取扱いを行う。

### (事業内容)

第3条 本事業は、一都三県を発着地として、千葉県の観光資源や宿泊施設を複数利用する魅力的な周遊バスツアーが催行された場合に、予算の範囲内において、支援するものである。

### (支援対象者)

第4条 旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づき、旅行業の登録を受けた旅行事業者（以下、「事業者」という。）とする。

### (支援対象期間)

第5条 原則として、下記の期間に催行される団体バスツアーを対象とする。ただし、支援対象期間内であっても、支援金の額が予算に達した場合は、その時点で終了する。  
令和2年11月1日（日）出発から令和3年2月28日（日）帰着まで

### (支援対象地域)

第6条 支援対象地域は、東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県を発着する団体バスツアーとする。

### (支援金額)

第7条 第8条の支援要件を満たした団体バスツアーの支援金額については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 団体バスツアーが催行された事業所に対して、1事業所あたり30,000円（税別）を上限として、支援金を支払う。なお、本支援は1事業所につき、1回のみとする。
- (2) 催行された団体バスツアーに対して、バス1台あたり50,000円（税別）を上限として、支援金を支払う。

(支援要件)

第8条 支援要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 原則として、10名以上の団体バスツアーであること。日帰り、宿泊は問わない。
- (2) 千葉県の観光資源や宿泊施設を複数利用する魅力的な周遊バスツアーであること。
- (3) 「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(公益社団法人日本バス協会)」や「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン(日本旅行業協会・全国旅行業協会)」等の必要なガイドラインを遵守し、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策が行われているツアーであること。
- (4) ツアー参加者に対し、事務局が指定する内容のWEBアンケートを実施すること。
- (5) 事務局が求める取組みに同意し、実行すること。

(支援申請)

第9条 支援を受けようとする事業者は、ツアー出発日の原則3週間前までに別に定める支援申請書等を電子メールにて提出するものとする。

ただし、原本の提出を必要とする書類は、写し等を電子メールにて提出後、別途、原本を郵送すること。

2 提出する書類については次のとおりとする。

- (1) 支援申請書
- (2) 誓約書(原本)
- (3) 行程が明記された募集チラシ案、または行程表
- (4) その他事務局が必要と認めるもの

(審査結果の通知)

第10条 事務局は、申請内容を審査のうえ、支援の可否を決定し、事業者に通知する。

なお、審査内容についての問い合わせは一切受け付けない。

(申請内容の変更・取消)

第11条 審査の結果、本事業での支援が可能と認められ、登録を受けた事業者(以下、「登録事業者」という。)は、申請内容の変更・取消をする場合は、速やかに事務局へ報告し、事務局の承認を得なければならない。

(事業の明示)

第12条 登録事業者は、本事業の対象となる団体バスツアーを販売する際には、千葉県の支援を受けている事業であることが明らかとなるよう、事務局が指示する表記を行わなければならない。

(実施報告)

第13条 登録事業者は、団体バスツアーの終了日から1週間以内に、実施報告書を事務

局に電子メールにて提出することとする。

2 実施報告書に添付する書類は次のとおりとする。

ただし、原本の提出を必要とする書類は、写し等を電子メールにて提出後、別途、原本を郵送すること。

- (1) バスの利用及び料金を確認できる書類等
- (2) バスツアーの人数及び催行日を確認できる書類等
- (3) 立ち寄り施設の利用を確認できる書類等
- (4) 最終行程が確認できる書類等
- (5) その他事務局が必要と認めるもの

(支援金の請求)

第14条 登録事業者は、前条の実施報告に合わせて、請求書を郵送にて提出しなければならない。

(支援金の支払い)

第15条 事務局は前条の規定による適正な請求書を受理した日の属する月の翌月末日までに登録事業者に支援金を支払うものとする。

(支援金交付の条件)

第16条 支援金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本要領の規定に従うこと。
- (2) 登録事業者は、本事業の経費について、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- (3) 登録事業者は、本事業に関する帳簿及び証拠書類を整備し、支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しておくこと。
- (4) 支援金の交付の対象となる登録事業者は、自己又は自社の役員等が、次のいずれも該当する者であってはならない。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (5) 登録事業者は、前号のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(状況報告及び調査)

第17条 県又は事務局は必要に応じて登録事業者から本事業について報告を求め、又は調査することができる。

(支援金の返還)

第18条 県又は事務局は、登録事業者がこの要領の規定に違反した場合及び不正な申請を行った場合は、支援金の全部又は違反若しくは不正に係る部分に関し、その返還を命じるものとする。

2 前項の命令を受けた登録事業者は、県又は事務局が指定する期日までに、遅滞なく支援金を返還しなければならない。

(事業の中止又は停止)

第19条 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により、本事業による支援を中止又は停止することがある。

(雑則)

第20条 この要領に定めのない事項が発生した場合は、県と事務局で協議の上、決定するものとする。

2 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な詳細な事項は、県と事務局で協議の上、事務局が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年10月22日から施行する。

附 則

一部改正（事業の中止又は停止）

この要領は、令和2年11月11日から施行する。

一都三県を対象とした団体バスツアー優待プロモーション

支援金額（実施要領 第7条関係）

実施要領第7条第1項（2）に定める支援金額は、バス1台あたり5万円（税別）を上限として、実際かかったバス料金（千円以下切り捨て）を支払う。

例) バス料金	120,000円	⇒	支援金額	50,000円（最大）
	48,000円	⇒	支援金額	40,000円
	35,000円	⇒	支援金額	30,000円

令和2年11月24日版

一都三県を対象とした団体バスツアー優待プロモーション  
支援要件（実施要領 第8条関係）

実施要領第8条第1項（2）に定める「千葉県の観光資源や宿泊施設を複数利用する魅力的な周遊バスツアーであること。」については、県内の2市町村以上の観光資源や宿泊施設に立ち寄るバスツアーとする。

一都三県を対象とした団体バスツアー優待プロモーション  
事業の明示（実施要領 第12条関係）

実施要領第12条第1項に定める「千葉県の支援を受けている事業であることが明らかになるよう、事務局が指示する表記」については、以下のとおりとし、募集型企画旅行の場合にはチラシやHPなどに、受注型企画旅行の場合には本事業の支援を受けている旨が分かるように、行程表に記載するなどして、ツアー利用者への確実な周知を図ることとする。

なお、適切に表記が行われなかった場合には、支援の承認を取り消す場合がある。

<記載する文例>

**このバスツアーは、千葉県の支援を受けて実施しています。**

一都三県を対象とした団体バスツアー優待プロモーション  
**実施報告書に添付が必要な書類等（実施要領 第13条関係）**

**1～5の書類を実績報告書に添付の上、提出すること。**

**1 「バスの利用」を確認できる書類等**

以下①～⑤のいずれか一つ。

- ① ETC利用証明書
  - ② ETC利用明細書
- ※「ETC利用照会サービス」にて発行されるPDFデータでよい。

- ③ バスを運行した会社が発行したバス料金の請求書（写し）またはクーポン（写し）

<上記①～③が提出できない場合>

- ④ 貸切バス利用証明書（事務局様式）  
 ※バスを運行した会社の押印があるものに限る。

<上記①～④が提出できない場合>

- ⑤ その他バスの利用を確認できるもの

**2 「バス料金」を確認できる書類等**

他社のバスを用いてツアーを催行した場合	自社のバスでツアーを催行した場合
上記1の③又は④と兼ねることができる	バスの料金がわかるもの

**3 バスツアーの人数及び催行日を確認できる書類等**

以下①～③のいずれか一つ。

- ① 宿泊施設、食事施設、有料観光施設等の領収書の写し又はクーポンの写し  
 ※ツアー参加者が10名以上（添乗員やガイドを除く）であり、ツアー催行日が確認できること。  
 ※利用施設が発行したのものに限る

<上記①が提出できない場合>

- ② 施設利用証明書（事務局様式）  
 ※利用施設の押印（又はサイン）があるものに限る

<上記①②が提出できない場合>

- ③ その他バスツアーの人数及び催行日が確認できるもの

**4 立ち寄り施設の利用を確認できる書類等**

上記3の書類と本書類を兼ねることは可能ですが、2施設以上が利用されたことを確認できるよう、それぞれの施設の書類を提出すること。  
 ※2市町村以上の施設を利用すること。



5 最終行程が確認できる書類等

以下①～③のいずれか一つ。

**①募集チラシ**

※ただし、予定どおりに催行した場合に限る。

**②最終行程表**

※旅行会社で作成した最終行程が分かるもの

※募集チラシと内容が変更になった場合には、必ず添付する。

**③その他最終行程が分かるもの**

令和2年11月24日版

一都三県を対象とした団体バスツアー優待プロモーション  
事業の中止又は停止（実施要領 第19条関係）

実施要領第19条により、本事業による支援が中止又は停止になった場合であっても、登録事業者に対して、取消料等のいかなる費用も補填しない。